

# 雑損控除の計算には国税庁ホームページが便利です

～被災された方は所得税の還付等が受けられます～

大震災により住宅や家財、自動車などに被害を受けた方は、雑損控除の適用により平成 22 年に遡って所得税の還付を受けることができます。この雑損控除の計算は簡単便利な国税庁ホームページ「損失額計算システム」をご利用ください。

## ■ホームページのアクセス方法

- ① 国税庁ホームページを開きます。

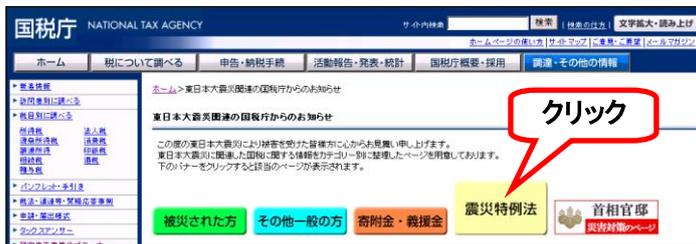


※詳しくは、別添のマニュアル「損失額計算システムを利用した確定申告書作成入力例」をご覧ください。

- ② 国税庁トップページの「東日本大震災関連の国税庁からのお知らせ」をクリックします。



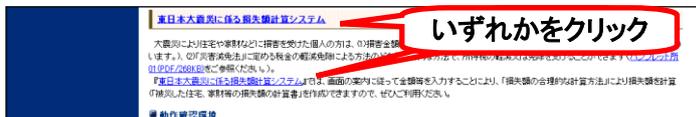
- ③ 「震災特例法」をクリックします。



- ④ 「損失額計算システム（個人の方）」をクリックします。



- ⑤ 「東日本大震災に係る損失額計算システム」をクリックします。



- ⑥ 以下、画面の指示に従ってください。

## ■源泉徴収表を確認

所得税の還付は所得税額がある方が対象です。源泉徴収票の「源泉徴収税額」をご確認ください。

なお、所得税が還付にならなくても、住民税の免除・軽減を受けられる場合があります。

## ■システムで簡単計算

損失額計算システムで簡単に損失額が計算できます。損失額が所得金額（22 年分源泉徴収票に記載されている「給与所得控除後の金額」）の 10%を超えていれば、雑損控除の適用により所得税が還付になります。

## ■確定申告書もホームページで

さらに、ホームページ内「確定申告書作成コーナー」を利用すれば、税務署に提出する確定申告書が作成できます。

## ■還付金の振込は1～2ヶ月

作成した確定申告書は「損失額計算書」及びその他の必要書類とあわせて税務署に郵送してください。手続き後、1ヶ月から遅くとも2ヶ月で還付金が振り込まれます。

## ■手続はお早めに

還付は 23 年分でも受けることができますが、来年の確定申告時期は税務署が大変混雑すると予想されますので、早めのお手続きをお勧めします。

ご不明な点は最寄りの税務署にお尋ねください。税務署の電話番号は国税庁 HP に掲載しています。